

## 大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、平成三十年十二月十七日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

### 一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降、積極的な調査特別委員会活動を継続し、刻々と変化する被災地の状況に即応して的確な実態把握を引き続き行うとともに、時宜を得た要望・要請活動等につなげていくものとし、特に次の二項目を重点活動等とした。

1 被災市町の復旧・復興状況の調査（主に市町議会及び首長等との意見交換並びに現地視察による）及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。

2 東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題を初め、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、沿岸被災自治体六市一町と事業者団体一団体から状況について調査を実施し、また、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致し意見を聴取した。

これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。  
その概要は、次のとおりである。

## 二 県内調査

本委員会は、平成三十一年二月六日、八日及び同年三月十八日の三日間にわたり、県内調査を実施した。被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の現地視察及び当該市町からの概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行ったほか、事業者の課題等を把握するため、石巻市の事業者団体と意見交換を行った。その実施状況については、次のとおりである。

- 1 二月六日 女川町、石巻市水産振興協議会、石巻市
- 2 二月八日 岩沼市、名取市、塩竈市
- 3 三月十八日 東松島市、気仙沼市

これらの調査時に発言のあった主なものは次のとおりである。

一点目は、「復興庁の後継組織の設置」についてである。「復興・創生期間」の終了に伴い設置期限を迎える復興庁の後継組織を求める声が多数上がった。大臣がいるような組織を求めるという声から必ずしも組織でなくて良いという声まで程度こそさまざまだが、いずれも復興庁から後継組織に円滑に移行し、制度として明確に支援の形を残すよう求めるものであった。

二点目は、「子どもに対する心のケア等支援の継続及び教職員の震災復興加配措置の継続」についてである。被災した子どものみならず、震災後に生まれた子どもであっても、心のケアを必要とする子どもが見られるという声が聞かれた。したがって、被災した子どもの心のケア対策事業への十分な財源の確保と教職員の震災復

興加配措置を初めとした人的資源の確保を継続して求める声が上がった。

三点目は、「被災者に対する心のケア等の支援の継続」についてである。現在においても、防災集団移転地での住宅再建が果たせず、応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされている被災者がいる。また、災害公営住宅など恒久住宅へ移転した被災者であっても、移転先で新たにコミュニティづくりをしなければならないことから、心のケア等の支援の継続を求める声が上がった。

四点目は、「防災集団移転促進事業の移転元地の利活用」についてである。無数に点在する元地を利活用するには、集約をしなければならないが、制度的なスキームがないためなかなか進まない現状が訴えられた。東松島市のように企業誘致に成功し、移転元地の活用が図られている事例がある一方で、「面積が小さいと企業を誘致するのが困難」、「危険区域であれば宅地にしづらい」、「公園にすると維持費がかかる」等対応に苦慮する声が上がった。

五点目は、「外国人材の活用による人手不足解消」についてである。産業人材の不足が被災地共有の課題となっており、とりわけ水産加工業等において外国人労働者に頼る現状がうかがえた。行政としてしっかりとかわっていかねければ、なかなか安定した労働者確保ができないという声も聞かれ、行政として対応を強化する動きも見られた。

また、事業者団体における調査において、石巻市水産振興協議会からは、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の無利子貸付制度を利用した事業者の返済について、最長五年の返済猶予期間を延長することや震災前の債権買い取り等の支援、販路の回復・拡大に向けた取り組みへの支援等を求める声が聞かれた。

以上のとおり、県内では、東日本大震災の発災から八年以上（平成三十一年三月十八日現在）が経過してなお、復旧・復興に係るさまざまな課題が山積しているほか、時間の経過とともに新たな課題も露呈しており、当該市町等において対応を求められている窮状がうかがえた。

三 参考人意見聴取（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか三人）

平成三十一年四月二十二日に、新妻氏ほか三人は、福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）の廃炉及び汚染水の現状と対策について、また、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針について、次のように述べた。

初めに、廃炉に向けた使用済み燃料プールからの燃料の取り出しについて、一号機はオペレーティングフロアの瓦れきの撤去を、二号機は平成三十一年二月に汚染状況の調査を、三号機はクレーンを使い使用済み燃料の取り出しを行っており、四号機は既に取り出しが終わっていると述べた。

説明後、放射線量の具体的な数値を求める意見や外国人作業員の労働環境に対して懸念する意見が委員から出された。

次に、原発の汚染水対策について、「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」という三つの方針に基づく対策を実施しており、今後、原発では、既に設置しているセシウム吸着装置に加え、新たに第三セシウム吸着装置を運用開始予定であるほか、漏えいのリスクの少ない溶接型タンクへの水の移送を進めていると述べた。

説明後、韓国による本県を含む八県産の水産物の輸入禁止措置が継続する中で多核種除去設備等（ALPS）処理水（以下「ALPS処理水」という。）を海洋放出した場合の風評被害への懸念や、トリチウム除去の研究を東京電力として行うべきという意見が委員から出された。

続いて、賠償関係については、三つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」）を立てて取り組んでおり、東北補償相談センターでは個人、法人・個人事業主の賠償の関係を、公共補償センターでは地方公共団体の賠償の関係を担当していると述べた。国の原子力損害賠償紛争

解決（ADR）センターの和解案を東京電力が拒否し、センターが手続きを打ち切った個々の請求者に対して、個別の事情をうかがった上で、適切に対応する旨をお知らせしていると述べた。

説明後、賠償実績について詳細なデータを示すことを求める意見や誠実に損害賠償請求に応じるよう求める意見が委員から出された。

#### 四 要望（要請）活動

##### 1 復興大臣、復興庁事務次官、自由民主党復興加速化本部長及び本県関係国会議員に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、沿岸市町等における県内調査や参考人意見聴取等を実施して課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため、令和元年六月十一日から同年六月十二日にかけて、渡辺博道復興大臣（当時）、加藤久喜復興庁事務次官（当時）、額賀福志郎自由民主党復興加速化本部長及び本県関係国会議員に対して要望活動を実施した。要望事項については、次のとおりである。

- (1) 復興庁の後継組織について
- (2) 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等
- (3) 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上
- (4) 復旧・復興に要する人的支援の継続
- (5) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における財政支援の継続
- (6) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等
- (7) 二重債務問題対策に係る支援の継続
- (8) 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等

- (9) 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現
  - (10) 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
  - (11) (仮称)東日本大震災メモリアルパーク及び復興祈念公園の整備
  - (12) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援
  - (13) 事業復興型雇用確保事業の拡充
  - (14) 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策
  - (15) 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設
  - (16) 震災ガレキの処理に対する継続的な支援
  - (17) 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援
  - (18) 復旧・復興事業における事務の簡素化
  - (19) 国際リニアコライダー(ILC)の実現
  - (20) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等
    - イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現
    - ロ 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応
    - ハ 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策
    - ニ 放射能に汚染された廃棄物の処理
- これらのうち、とりわけ「(1) 復興庁の後継組織について」及び「(20) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等」を強調して要望活動を行った。前者については、被災地が真の復興を果たすため、被災地の実情や要望等を踏まえ、今後とも、必要とする事業を確実に実施できるよう財源を確保するとともに

に、被災者支援を貫徹すべくこれまで以上に支援制度の充実を図ることを要望した。さらに、今後、東南海等を震源とする地震の発生が懸念されていることから、防災・減災対策を担う組織となることも要望した。

後者については、国が責任を持って東京電力に対し、トリチウムを含むALPS処理水の海洋放出を行わないよう指導・監督することを求めるとともに、農林水産物の全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけること、また、東京電力に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを要望した。

それに対して、当該要望書手交後に渡辺博道復興大臣（当時）らから、次のような発言があった。復興庁の後継組織については、ことし三月、復興創生期間後に、政治のリーダーシップのもと、現在の復興庁同様、総合的な司令塔機能を持つ組織を置くことを決定した。現在、年内を目途に、組織を支えていくための事業の財源や法的な枠組みについて示す方向で議論している。

原発事故に伴う被害への対応については、農林水産物の輸入禁止措置問題やトリチウムを含むALPS処理水の処理問題、また、東京電力の賠償問題について、国としても対応していきたい。

## 2 東京電力に対する要請活動

本委員会は、原発事故に起因する被害に対する賠償の状況等について、東京電力を参考人として招致して意見聴取を実施したほか、農林水産物等の被害に関して県内調査等を実施し、課題の把握に努めてきた。これらを踏まえ、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和元年六月十二日に、東京電力に対して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

### (1) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

- イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について
  - ロ 請求手続の一層の簡素化について
  - ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について
  - ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について
- (2) 原発事故の早期完全収束の実現
- イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について
  - ロ トリチウム汚染水の海洋流出の絶対阻止について
  - ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について
- 当該要請の内容について、説明と意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。
- 冒頭で大倉誠常務取締役から、起こしてはならない原発事故により、いまだに皆様に御心配と御迷惑をかけていることに改めておわびの言葉が述べられた。
- 初めに、賠償については、一人一人の事情をうかがって、書類の作り方から相談に乗る等しつかりとした対応をするよう努めていきたいとの話があった。
- 続いて、トリチウムを含むALPS処理水について、宮城県議会から「海洋放出をするな」と再三にわたりに言われていることは承知している。丁寧なプロセスを踏んでALPS処理水の問題を解決しなければならぬと思っっているとの話があった。

## 五 総括

本委員会は、県内における調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係るさまざまな課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、国や関係機



関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

東日本大震災の発災から八年半以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業や、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業などがほぼ完成し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を初めとする各種支援施策が継続的に実施され、復興に向けた着実な歩みが進められているところである。

一方で、被災地においては依然として教職員不足、被災者に対する心のケアや地域コミュニティの再構築、高齢者への生活支援、防災集団移転促進事業の移転元地利用、水産加工業等における人材不足など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えている状況にあり、市町から要望の声が寄せられている。

このような状況から、令和二年度の震災の復旧・復興の総仕上げに向けて、また、令和三年度以降の財政支援制度の延長や新たな財政支援制度の創設など、実態に即したさらなる制度運用の柔軟化が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、廃炉に向けた道筋が検討され、先般、福島第二原子力発電所の廃炉が決定されたが、賠償が必ずしも十分とは言えない状況にあるほか、指定廃棄物や除去土壌等の課題も残っている。さらに、従来から本県産品等に対する不安が払拭されず、国内外において、風評等の被害が続いているなか、ことし四月には世界貿易機関（WTO）の上級委員会において、韓国による水産物輸入禁止措置に対する我が国の主張が認められないという追い打ちをかけるような出来事があった。また、トリチウムを含むALPS処理水の処理方法については、国の小委員会が海洋放出等が検討されているが、ALPS処理水の海洋放出はさらなる本県産業への重大な風評被害を招くおそれがあるほか、基準値を超えるトリチウム以外の放射性物質の存在について報道がなされるなど、国民に的確に情報伝達がされておらず、今なお東京電力に対する不信は解消されていない。

特に、風評被害の払拭に向けては、食品と放射能に関する正しい知識の涵養により、本県のみならず全国の消費者等に対し、本県産品等の安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による全国を対象とした継続的な取り組みが求められている。

ことは、宮城県震災復興計画（以下「計画」という。）において三年間と定めた発展期の二年目に当たる。来年度は、発展期の二年目であるのみならず、計画の最終年度であることから、総仕上げができるよう、今後、被災者が直面する新たな課題や、産業の再生に向けた支援などに関し、事業の一層の進捗と充実が求められる。

その他、「（仮称）東日本大震災メモリアルパーク」及び復興祈念公園の整備など震災の記憶の風化防止及び継承を目的とした事業や、津波防災教育への対応などについて、県議会としても議論を尽くすとともに、引き続き十分な対策を講じていくことが強く求められている。

さらには、積み残した事業を精査し、令和三年度以降、どのような対応を行う必要があるのかについて検討しなければならない時期に入ってきている。

このような現況のもと、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に国等への働きかけを行うこととし、重点的に要望活動等に取り組み必要がある。このため、次期においても特別委員会を設置し、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動のあり方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の早期の復興に資するべく全力を傾注する必要があると当委員会では考える。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

令和元年十月三日

宮城県議会議長 相沢光哉 殿

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 齋藤正美